

FAX送付案内

平成29年3月24日

A4 2枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係
担当者：浜崎

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

平素よりお世話になっております。
宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について、
農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。
平成29年3月23日に確認された宮城県における高病原性鳥インフ
ルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であ
り、24日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認さ
れました。

【概要】

- ・所在地：宮城県栗原市(くりはらし)
- ・飼養状況：採卵鶏(約22万羽)
- ・確定日：平成29年3月24日
- ・検査結果：H5亜型

家きん飼養農場においては、緊張感を持って、農場内へのウイルス
の侵入を防ぐため、最大限の警戒をする必要があります。

鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように、本病の発生については、国内外の野鳥及び家きん並びに
県内の野鳥でも報告されており、県内養鶏農場への侵入リスクは極めて
高い状況にあります。

さらに、毎年10月から翌年5月末日までを「飼養衛生管理基準遵守強
化期間」と設定しましたので、農場における野生動物の侵入防止及びね
ずみの駆除対策、農場出入口での消毒等の飼養衛生管理の徹底並びに特
定症状の早期通報等の危機管理体制について、再点検をよろしくお願ひ
致します。

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底(車、人)をはじめとし
た飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確
認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよ
う、また、異常を認めた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導
いただくようお願いします。

記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲み水対策（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 5 消毒の実施（鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布）